

学ぼう明日へ！ サポート通信 16

TT指導について

TT指導とは？

皆さんは、TT（ティーム・ティーチング）という言葉をご存じでしょうか？

TTとは、複数の教師が協力して授業を行う指導方法です。新十津川小学校でも、現在、すべての学年で算数のTT指導が行われています。

TTの指導方法は、①一学級の指導を複数の教師が担当し、複数の教師の目できめ細かく指導する方法、②学級や学年をいくつかに分けて、それぞれを指導する方法などがあります。また、②には、学力差がないように均等に分ける方法（少人数指導）と、子どもたちの理解度で分ける方法（習熟度別指導）があります。

TT指導の利点

TT指導の一つ目の利点は、個人に応じた指導が行われることです。例えば一学級の指導を2名の教師が担当する方法であれば、一人は主に授業を進め、もう一人は子どもたちの様子を見ながら、細かく

指導することができます。また、練習問題を行う場合にも、一人が主に採点を行い、もう一人は解き方が分からない子どもにマンツーマンで指導するなど、効率的に授業を進めることができます。また、学級を二つに分けて、それぞれに授業を行う場合では、授業を受ける人数が半分になるため、より細やかな指導が行えます。

TT指導の二つ目の利点は、教師同士が相互に学び合うことができることです。現在、小学校五、六年生では、週に二回、中学校の数学の先生がTTとして指導に当たっています。中学校の数学の先生と連携しながら授業を行うことで、より専門性の高い授業を行うことができます。また、中学校の先生が授業に入ることで、子どもたちにとっては、中学校への不安が少なくなり、「中一ギャップ」と呼ばれる小学校と中学校の違いによる戸惑いを和らげることにもつながります。

TT指導への評価

このTT指導に対して児童や保護者はどのように考えているでしょうか？昨年度行ったアンケートでは、児童に対して「算数の時間に、もう一人の先生が付く、または学級を二つに分けて少ない人数で学習するのは、よいですか。」と聞いたところ、「とてもよい」「まあまあよい」と答えた児童が92%に上り、児童がTT指導をプラスにとらえている事が分かりました。

実際、学級を二つに分けて授業をした時には、「普段に比べて、授業が分かりやすかった。」「たくさん答えられてうれしかった。」などの反応が見られました。

また、保護者アンケートでも「学校は、算数の時間にティームティーチング（TT）や習熟度別・少人数指導を行っています。お子さんの指導に役立っていますか。」と聞いたところ、「十分できています」「おおむねできています」と答えた保護者が全体の70%に上り、児童と同じように肯定的な評価をしていることが

分かりました。

今後に向けて

このようにTT指導は効果を上げています。しかし、さらに効果的に行うためには、どのようなやり方がよいか、今後も研究していくことが必要です。

例えば、担任とTT担当のどちらが主に授業を進めたらよいのか、子どもたちを学力別に分ける時に、どのような方法で分けたらよいかなど、まだ、研究していかねればならないことも数多く残されています。

今後も、TTについての実践を進めていく中で、さらに効果的な方法について議論していきたいと考えています。



後期高齢者医療制度ニュース

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号	
住所	神戸郡新十津川町字
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
開始年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成 年 月 日
一級食料金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39014329 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の「保険証」(ピンク色)

保険証が黄色からピンク色になります

後期高齢者医療保険に加入している方のお手元にある保険証は、8月以降は使えなくなり、更新が必要です。

7月中に新しい保険証が郵便で届きますので、お手元にある古い黄色の保険証は処分し、ピンク色の保険証をお使いください。

今年度から、保険証の有効期限が1年間になり、毎年変わることになりました。

新しいピンク色の保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。

紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、お問い合わせください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

後期高齢者医療制度減額・世帯負担軽減認定証	
交付年月日 平成 年 月 日	
被保険者番号	
住所	神戸郡新十津川町字
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
開始年月日	平成25年 8月 1日
有効期限	平成26年 7月31日
減額区分	区分
高齢者控除適用年月日	平成 年 月 日 保険適用
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39014329 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の「減額認定証」(水色)

減額認定証がオレンジ色から水色になります

住民税非課税世帯の方が申請し、交付される減額認定証は、高額な医療費や入院した時の食事代を軽減するために必要なものです。

お手元にあるオレンジ色の減額認定証は、8月1日以降は使えなくなり、更新が必要です。

現在、減額認定証を使用し、8月1日以降も該当する方には、7月中に保険証とともに郵便で水色の新しい減額認定証が届きますので、お使いください。

現在、お持ちでない方も、世帯全員が住民税非課税の場合、該当になりますので、お問い合わせください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

保険料額をお知らせします

7月中に平成25年度の保険料額の決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

保険料は、安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、忘れずに納めましょう。
※年度途中に加入したときは、加入した月からの月割で保険料を計算します。

保険料の納め方を口座振替に変更できます

保険料を納付書で納めている方や、年金から天引きされている方は、口座振替に変更することができます。

口座振替を希望される方は、住民課町税グループにお申出ください。

なお、お申出の際に、保険証、預金通帳、通帳のお届け印が必要です。

※年金からの天引きを口座振替に切り替わる時期は、お申出の時期によります。

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130